

議案第 27 号

財産区有財産の処分について

下記の宮島財産区有財産を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 処分財産の明細
別紙のとおり

2 相手方
京都府南丹市美山町原和田20番地
原区
代表者 区長 谷口 和聖

3 方法
無償譲渡

4 無償譲渡する理由
当該土地については、以前より原区が使用収益を行ってきた土地であり、同区からの要望により当該土地を無償で譲渡するものである。

令和 8 年 3 月 23 日提出

宮島財産区管理者
南丹市長 西村 良平

別 紙

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要
南丹市美山町原奥ミノ越	8 番	山林	925	
南丹市美山町原大滝谷	2 番 1	山林	9,292	
	2 番 2	山林	495	
	2 番 3	山林	624	
南丹市美山町原堂ヶ谷	5 番 2	保安林	16,086	
合 計	5 筆		27,422	